

卸売市場法改正(2004年)後の卸売市場流通

主事研究員 一瀬裕一郎

1 はじめに

2004年に卸売市場法(以下「市場法」)が大幅に改正されてから今年で10年となる。本稿では、市場法改正後に卸売市場流通(以下「市場流通」)で生じた主な変化について、青果物を事例として紹介する。

2 市場法の主な改正点

04年の市場法の主な改正点は、①中央卸売市場(以下「中央市場」)の卸売手数料の弾力化、②中央市場から地方卸売市場(以下「地方市場」)への転換、③買付集荷の全面的自由化、④商物一致規制の緩和(商流は市場を経由するが物流は市場を経由しない商物分離取引の承認)、⑤第三者販売(卸売業者による売買参加者以外への販売)・直荷引き(仲卸業者による産地からの集荷)^(注1)の弾力化、の5点である。

ただし、これらの改正点のうち、市場法改正以前から商物分離取引や第三者販売は行われており、④と⑤については現状追認に過ぎないという面もある。また、市場法改正後も中央市場の卸売手数料は従前の料率がほぼ完全に維持されており、①の影響はこれまでに表面化してない。

以下では、残りの②と③によって、04年の市場法改正以降に市場流通にもたらされた変化について述べる。

3 中央市場から地方市場への転換

卸売市場の再編促進へ向けた具体的な方策として、04年の市場法改正では、集分荷等で十分な機能が発揮できていないと判断される中央市場について、開設に農林水産大臣の認可が必要で規制が多い中央市場から、知事の

許可によって開設でき規制が少ない地方市場への転換が盛り込まれた。中央市場の整備促進を目指していた従前の市場法の方針から180度転換した。

青果物の中央市場のうち、市場法改正後これまでに地方市場へ転換した市場は、全国で18市場ある(第1表)。15年4月にも1市場の転換が予定されている。

ところで、地方市場への転換の目的は、卸売業者の経営の自由度を高め、卸売数量・価額を回復・増加させる等、市場の機能を十分に発揮させることにある。これまでに地方市場へ転換した例では、所期の目的が達せられていないケースがみられる。早い時期に地方市場へ転換した釧路市と尼崎市について、地方市場への転換直前年と最近年(12年)の卸売実績を示した(第2表)。釧路市では地方市場への転換後に卸売数量・価額が狙い通り増加している一方で、尼崎市では大幅に減少している^(注2)。つまり、地方市場へ転換する中央市場が増えているが、地方市場への転換が市場機

第1表 地方市場に転換した青果物の中央市場

転換年月	市場名
06年4月	釧路市、大分市
07・4	川崎市南部、藤沢市、尼崎市
08・4	呉市、下関市
09・4	三重県、函館市
09・10	室蘭市
10・4	山形市
11・4	甲府市、富山市
12・4	秋田市
13・4	佐世保市千尽
14・4	福島市、千葉市、船橋市
15・4	姫路市(予定)

資料 農林水産省(2014a)

第2表 地方市場への転換前後の卸売実績

(単位 トン、百万円)

			野菜		果実	
			数量	価額	数量	価額
釧路市	05年	実数	22,806	4,600	13,081	3,459
		12	実数	25,966	6,157	13,100
		指数 05年=100	113.9	133.8	100.1	108.6
尼崎市	06	実数	28,115	5,660	9,899	2,504
		12	実数	21,230	4,167	5,205
		指数 06年=100	75.5	73.6	52.6	61.0

資料 釧路市公設地方卸売市場「市場年報」、尼崎市公設地方卸売市場「市場年報」

能の発揮につながる起死回生の策とならないケースもみられる状況である。

4 買付集荷の全面的自由化

04年の市場法改正で、旧法の「自己の計算による卸売の禁止(第38条)」「委託手数料以外の報償の収受の禁止(第41条)」が削除された。この改正により、卸売業者が自らの判断によって産地から荷を買い付け、利益を上乗せして売買参加者へ販売することが、完全に解禁された。

買付集荷の自由化によって、中央市場では青果物の委託集荷割合が、04年度の71.2%から12年度の63.6%へと低下した(第1図)。また、買付集荷された荷の多くは予約相対等セリ以外の取引によって販売されるため、委託集荷割合と並行して、中央市場では青果物のセリ取引割合も同時期に25.3%から12.6%へと低下した。(第2図)。

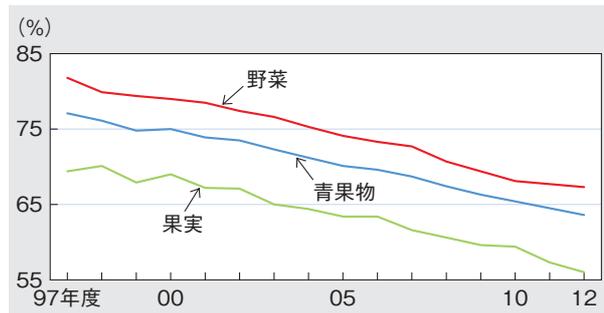
買付集荷は利益率が低いため、買付集荷の増加と委託集荷の減少は、卸売会社の収益を

(注1) 04年の市場法改正についての詳細は藤島(2005)等を参照。

(注2) 報道によると、尼崎市の地方市場に入場していた唯一の青果卸である尼崎中央青果株式会社は経営不振で14年1月に倒産した。

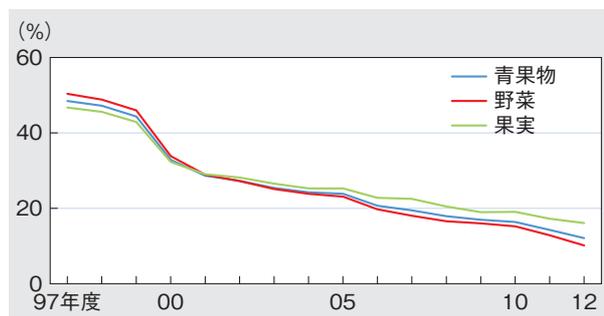
(注3) 例えば、農林水産省「卸売市場の将来方向に関する研究会」の資料(下記のURL)を参照。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/sizyou_kenkyu/02/pdf/01.pdf

第1図 委託集荷割合の推移



資料 第1表に同じ

第2図 セリ取引割合の推移



資料 第1表に同じ

低下させ、経営を圧迫する一つの要因とされる。青果物の市場流通を安定的に維持するには、卸売業者が買付集荷から適正な利益を確保できる方策が求められる。

5 今後の展望

農林水産省では14年7月に「卸売市場流通の再構築に関する検討会」を設置し、第10次卸売市場整備基本方針策定に向けた論点整理を進めている。同検討会では卸売市場の再編やコールドチェーンの整備促進等が議論されており、これらの論点が今後の市場流通のあり方に影響するとみられる。

<主要参考文献>

- ・一瀬裕一郎(2014)「日本農業をめぐる情勢と見直し—米政策見直し、TPPなど岐路に立つ日本農業—」『農林金融』第67巻第1号
- ・農林水産省(2014a)「平成25年度卸売市場データ集」
- ・農林水産省(2014b)「卸売市場をめぐる情勢について」
- ・藤島廣二(2005)「2004年改正卸売市場法の特徴点と問題点」東京農業大学『農村研究』第100号

(いちのせ ゆういちろう)